

## キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引）の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード及び貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場所に利用することができます。

(1) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合

(2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して現金の払戻しをする場合

(3) 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

(4) その他当組合所定の取引をする場合

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣に限られます。また1回あたりの預入れは、当組合または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。

(3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額および本条第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 前項の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作をされた後は、振込機による振込の訂正・組戻しができません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

(3) 振込機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込は、当組合が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額（本人が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。

(4) 窓口営業時間終了後および当組合営業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続は、翌営業日の窓口営業時間内に振込があったものと同様に取扱います。

(5) 振込金額と第5条の振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その振込はできません。

(6) 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、自動機利用手数料金額を通帳または「ご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。

(7) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむえない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

### 5. (自動機利用手数料等)

(1) 預入提携先の預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

(2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(3) 支払機または振込機を使用して貯蓄預金の払戻しをする場合に当該貯蓄預金の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月1日から月末までの1か月間に5回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

(4) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお提携先の自動機利用手数料は、当組合から支払提携先に支払います。

### 事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたこれに付随してカードが盗難にあった場合

### 12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合には氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があつた場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当店に届出ください。

### 13. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることができます。

### 14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

### 15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。また、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていたく場合があります。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることができます。この場合、当組合から請求があり直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

### 16. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

### 17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上

## 法人キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金（以下「預金」といいます。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の各号の場合に利用することができます。

① 当組合の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合

② 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

③ 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

### 2. (預金機による預金の預入れ)

(1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限られます。また1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

(3) 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、当初お渡しした「現金自動預金専用通帳」に「キャッシュカードご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

### 3. (支払機による預金の払戻し)

(1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合所定の金額（代表者が別途金額を指定した場合は、指定した金額）の範囲内とします。

(3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、直ちに代表者から当組合所定の方法により当組合に届出ください。

### 4. (振込機による振込)

(1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入

する場合

5. (振込手数料)

振込手数料は振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書

として、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

### 6. (カードによる預入・払戻し金額等の通帳記帳)

カードにより預入れられた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本店の窓口に提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

### 7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本店の窓口でカードにより預金に預入れすることができます。

(2) 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

(3) 前項の払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書を法人名、代表者名・金額およびカードの口座番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

### 8. (カードによる預入・払戻し金額等の通帳記帳)

カードにより預入れられた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本店の窓口に提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

### 9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本店の窓口でカードにより預金に預入れすることができます。

(2) 停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

(3) 前項の払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書を法人名、代表者名・金額およびカードの口座番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか、振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

### 10. (偽造カードによる払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当組合が偽造カードによる払戻しについて当組合が確認した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

### 11. (盜難カードによる払戻し等)

盜難または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当組合が盜難による被害かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

### 12. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当組合が偽造カードによる払戻しについて当組合が確認した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

### 13. (盗難カードによる払戻し等)

盗難または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当組合が盗難による被害かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

### 14. (自動機による取扱い)

自動機による取扱いについては、当組合が自動機の利用に関する手数料金額

または振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本店の窓口に提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

### 15. (自動機による取扱い)

自動機による取扱いについては、当組合が自動機の利用に関する手数料金額

または振込手数料金額の通帳記帳は、通帳が当組合の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当組合本店の窓口に提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

- (2) 自動機利用手数料は、カードローンの借入または貸越金の返済の時に、払戻請求書なしで、その借入または返済をしたカードローン口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって、提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金のカードローン口座からの借入時に、払戻請求書なしで、その借入をしたカードローン口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって、提携先に支払います。
7. (自動機故障時の取扱い)
- (1) 停電・故障等による自動機によるカードローンに借入の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が自動機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードによりカードローンの借入をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 停電・故障等により自動機による貸越金の返済の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより貸越金の返済をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 本条第1項による借入をする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電・故障等により自動機によるカードローンの借入による振込の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、本条第1項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 8. (カード・暗証番号の管理等)

カード暗証番号の管理等については、キャッシュカード規定（個人）第9条により取り扱います。その際、同規定の「預金の払戻し」とあるものは「借入」と読替えるものとします。

#### 9. (偽造カード等による借入等)

偽造カード等による借入等については、キャッシュカード規定（個人）第10条により取り扱います。その際、同規定の「払戻し」とあるものは「借入」と読替えるものとします。

#### 10. (盗難カードによる借入等)

盗難カードによる借入等については、キャッシュカード規定（個人）第11条により取り扱います。その際、同規定の「払戻し」とあるものは「借入」と読替えるものとします。

#### 11. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出ください。

#### 12. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

#### 13. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 14. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン契約を解約する場合には、そのカードを店頭に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこなうことがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを店頭に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止解除します。

① 第15条に定める規定に違反した場合

② カードローン口座に関し、最終の借入または返済から当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

#### 15. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

#### 16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書（当座貸越契約書）の各条項、当組合普通預金規定、総合口座取引規定および振込規定により取り扱います。

## ICカード特約規定

#### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合が発行するキャッシュカードのうち、ICチップが付加されたキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「山梨県民しんくみキャッシュカード規定」「山梨県民しんくみ法人キャッシュカード規定」および「山梨県民しんくみローンカード規定」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一緒に取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものほかは各種カード規定の定義に従います。

#### 2. (利用方法等)

- (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、COデビット取引を行なうことはできません。
- ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - (3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
    - ① 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
    - ② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当組合が定めた範囲を超える場合
    - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
    - ④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当組合が認めていないカードの提示を受けた場合
    - ⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
    - ⑥ 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行なうことはできません。
- (4) CO加盟店においてCO加盟店の業務を行なうため必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (5) 当組合がCOデビット取引を行なうことができる場合、当組合のCOデビット取引を行なうことができる場合、当組合のCOデビット取引を行なうことはできません。
- (6) 当組合がCOデビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯はCOデビット取引を行なうことはできません。
- (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

#### 3. (COデビット取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当組合に対して対価支払債務相当額の預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 4. (預金の復元等)

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当組合を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当組合に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を手交して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当組合に取消しの電文を送信し、当組合が該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受けた場合に限り、当組合は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を行なった場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません）。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。

- (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消する場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。

- (5) COデビット取引において金額等の誤入力があつてもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

#### 5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当組合所定の

#### 2. (ICカードの利用)

(1) ICカードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合所定のICカードが利用できる預金機（以下「ICカード対応預金機」といいます。）を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当組合所定のICカードが利用できる支払機（以下「ICカード対応支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当組合所定のICカードが利用できる振込機（以下「ICカード対応振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当組合所定の取扱いをする場合

(2) 当組合各種カード規定の定めにかかわらず、ICカードは、ICカード対応預金機、ICカード対応支払機およびICカード対応振込機（以下総称して「ICカード対応機」といいます。）以外の預金機、支払機および振込機では利用できません。

#### 3. (ICカードへ切替時の旧磁気ストライプカードの取扱い)

磁気ストライプカードからICカードに切替時に、新しいICカードが送付された場合、旧磁気ストライプカードは当店に返却いたぐく、本人の責任において磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

#### 4. (ICカードの再発行における手数料の取扱い)

ICカードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

#### 5. (1日あたりの払戻し額度)

(1) 当組合および支払提携先のICカード対応支払機を利用した1日あたりの払戻しは、当組合または支払提携所定の金額の範囲内とします。

(2) 前項にかかわらず、当組合および支払提携先のICカード対応支払機による1日あたりの払戻しに至る当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

#### 6. (振込カード機能)

(1) 当組合のICカード対応振込機において振込を実施した場合には、ICカード対応振込機の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を当組合所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。

(2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICカードを再発行する場合には、新しいICカードには当該振込情報は引き継がれません。

#### 7. (ICカード対応機の故障時の取扱い)

ICカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能（ICカードとしての機能その他当組合所定の取扱いにかかる機能の総称）は利用できません。この場合損害が生じても当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

#### 8. (ICチップ読取不能時の取扱い等)

(1) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当組合所定の手続に従って、すみやかに当組合にICカードの再発行をお申し出ください。

(2) ICチップの故障等によって、ICカード対応機においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

## デビットカード取引規定

#### 1章 デビットカード取引

##### 1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当組合がキャッシュカード規定および法人キャッシュカード規定にもとづいて発行する「山梨県民しんくみカード」のうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当組合所定の預金の「山梨県民しんくみカード」（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取り扱います。

(1) 日本電子決済推進機構（以下「機関」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である、または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当組合のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

(3) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当組合のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

##### 2. (利用方法等)

カードをCOデビット取引に利用する場合には、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

③ 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。

① 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

② 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当組合が定めた範囲を超える場合

③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当組合が認めていないカードの提示を受けた場合

⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合

⑥ 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行なうことはできません。

⑦ CO加盟店においてCOデビット取引を行なうために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

⑧ 前項にかかわらず、COデビット取引を行なったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と